

1999年9月30日
(平成11年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

弁護士法第23条の2（報告の請求）の規定に基づき救急出場報告書の
個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省
略について（答申）

1999年（平成11年）9月21日付けで諮問された、弁護士法第23条の2
（報告の請求）の規定に基づき、救急出場報告書（以下「本件報告書」という。）
の個人情報を東京弁護士会会長へ外部提供すること及び外部提供することに伴う本
人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性
を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由がある
と認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、本件報告書の個人情報を外部提供する必
要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 外部提供する必要性について

ア 救急出場報告書は、藤沢市救急業務規程第7条の規定に基づき、傷病者を
救急病院又は医療機関に搬送して引き渡したときに救急隊員が作成している
もので、その記載内容は、当該傷病者の氏名、住所、年齢、現着時の状況及
び応急処置等の状況並びに当該傷病者の引渡を受けた医師の所見等となっ
ている。本件報告書は、故人Cを自宅からD病院へ搬送し、さらにB病院に転
送した際に作成されたものである。

イ 故人Cの配偶者である原告が、故人Cの死亡を巡ってB病院等を被告として、損害賠償請求を行う準備のため、本件報告書について照会を求めたものである。

ウ これらのことから本件報告書は、故人Cを自己とする個人情報であるが、原告の個人情報と同一視することも考えられ、本件報告書を外部提供することと故人Cの個人情報の保護とを比較衡量した場合、外部提供する必要性がある。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本件報告書の個人情報の帰属主体は故人Cであることから、外部提供する旨を通知することは不可能である。また、故人Cの当該個人情報について、原告の個人情報と同一視し、原告に外部提供する旨を通知する運用も考えられるが、照会を求めているのは原告である。したがって、本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

本件報告書は、故人Cの個人情報であるが、家族共同体構成員の相続人である原告の個人情報と同一視することも可能である。また、本件報告書には、故人Cの搬送中の状況が記録されており、本件損害賠償請求事件の準備のため、原告が必要とする個人情報であり、かつ、他に代わるべき立証手段がないと認められることから、外部提供する必要性は認められる。

なお、本件報告書のうち医師が医療情報を記載した部分は、第三者情報であり、当該情報を外部提供することにより支障が生ずることも考えられることから、第三者の権利利益を保護するため、外部提供する旨を当該第三者に通知すべきである。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本件報告書の個人情報の帰属主体は故人Cであること、また、故人Cの個人情報を求めているのは相続人である原告であることから、外部提供する旨を本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

以 上